

鳥取県告示第 853 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 12 月 1 日

鳥取県鳥取保健所長 長 井 大

名称	所在地	指定年月日
山本内科呼吸器科クリニック	鳥取市桜谷 367-1	平成 18 年 11 月 7 日